

令和 6 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」）の 4 指標と地方公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、町議会へ報告するとともに、公表することになりました。

各地方公共団体は、健全化判断比率の比率に応じて、「健全段階」・「早期健全化段階」・「財政再生段階」の 3 段階に区分され、健全化判断比率の 4 指標のうち一つでも早期健全化段階や財政再生段階の基準値以上になった場合には、それぞれ法で定められたスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

また、資金不足比率は公営企業の経営の健全化を判断するための指標であり、この比率が経営健全化基準以上になると経営健全化計画を定め、経営の健全化を図る必要があります。

太地町の令和 6 年度の健全化判断比率・資金不足比率の算定結果は次のとおりです。

太地町の令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率

指標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	— %	20.0%	30.0%
実質公債費比率	11.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	28.1%	350.0%	— %

※ 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示しています。

太地町の令和 6 年度決算に基づく資金不足比率

事業名	資金不足比率	経営健全化比率	備考
水道事業	— %	20.0%	法適用
都市計画公共下水道事業	— %	20.0%	法適用
くじらの博物館事業	— %	20.0%	法非適用

※ 資金不足額がない場合は、資金不足比率欄に「—」と表示しています。

□ 健全化判断比率とは

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標がどのような状況かを判断する基準として、「健全段階」・「早期健全化段階」・「財政再生段階」の3つの段階に区分されます。比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えた場合は、『財政健全化計画』もしくは『財政再生計画』を作成して、早急に財政の改善に取り組む必要があります。

□ 資金不足比率とは

地方公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率であり、この比率が経営健全化基準（20.0%）を超えた地方公営企業会計は、経営健全化計画を策定し経営の健全化を図っていくことになります。

その他の用語説明

早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。この計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表の規定を設けなければなりません。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。計画を定めるにあたり、地方公共団体の長は、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。この財政再生計画も前述の財政健全化計画同様、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。また、この計画については総務大臣との協議で同意を得られないと災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができなくなります。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表しなければなりません。

経営健全化基準とは

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が1つでもこれを上回れば経営健全化計画の策定が義務付けられます。